

著作権法・その他

対象ページ	P52
該当箇所	08 著作権の変動
変更内容	著作権法4条1項、2項 改正

関連事項 公表について

条文

著作権法4条 著作物は、発行され、又は第二十二条から第二十五条までに規定する権利を有する者若しくはその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾（第八十条第三項の規定による公衆送信の許諾をいう。次項、第三十七条第三項ただし書及び第三十七条の二ただし書において同じ。）を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合（建築の著作物にあつては、第二十一条に規定する権利を有する者又はその許諾（第六十三条第一項の規定による利用の許諾をいう。）を得た者によつて建設された場合を含む。）において、公表されたものとする。

2項 著作物は、第二十三条第一項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、公表されたものとみなす。

3項 二次的著作物である翻訳物が、第二十八条の規定により第二十二条から第二十四条までに規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信若しくは口述の方法で公衆に提示され、又は第二十八条の規定により第二十三条第一項に規定する権利と同一の権利を有する者若しくはその許諾を得た者によつて送信可能化された場合には、その原著物は、公表されたものとみなす。

4項 美術の著作物又は写真の著作物は、第四十五条第一項に規定する者によつて同項の展示が行われた場合には、公表されたものとみなす。

5項 著作物がこの法律による保護を受けるとしたならば第一項から第三項までの権利を有すべき者又はその者からその著作物の利用の承諾を得た者は、それぞれ第一項から第三項までの権利を有する者又はその許諾を得た者とみなして、これらの規定を適用する。

「公表」とは、著作権法上、著作物が発行されたり、公衆送信権等を有する権利者によつて公衆送信等され、公衆に提示された状態をいいます（著4条）。例えば、公表送信権を有する者やその者から許諾された者以外が著作物を送信可能化した場合は、公表されたものとみなされません（著4条2項）。

無名・変名の著作物の保護期間や、引用などの著作権の制限規定において、公表されたか否かが問題となるので、公表の定義は理解しておきましょう。

対象ページ	P56～P57
該当箇所	08 著作権の変動
変更内容	著作権法79条1項、2項 改正 著作権法80条1項～4項 改正・新設 著作権法83条2項 改正 本文 改変

(2) 出版権

条文

著作権法79条 第二十一条又は第二十三条第一項に規定する権利を有する者（以下この章において「複製権等保有者」という。）は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること（電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。次条第二項及び第八十一条第一号において「出版行為」という。）又は当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この章において同じ。）を行うこと（次条第二項及び第八十一条第二号において「公衆送信行為」という。）を引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

2項 複製権等保有者は、その複製権又は公衆送信権を目的とする質権が設定されているときは、当該質権を有する者の承諾を得た場合に限り、出版権を設定することができるものとする。

著作権法80条 出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、次に掲げる権利の全部又は一部を専有する。

- 一 頒布の目的をもつて、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利（原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。）
- 二 原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利

2項 出版権の存続期間中に当該著作物の著作者が死亡したとき、又は、設定行為に別段の定めがある場合を除き、出版権の設定後最初の出版行為又は公衆送信行為（第八十三条第二項及び第八十四条第三項において「出版行為等」という。）があつた日から三年を経過したときは、複製権等保有者は、前項の規定にかかわらず、当該著作物について、全集その他の編集物（その著作者の著作物のみを編集したものに限る。）に収録して複製し、又は公衆送信を行うことができる。

3項 出版権者は、複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製又は公衆送信を許諾することができる。

4項 第六十三條第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「著作権者」とあるのは「第七十九條第一項の複製権等保有者及び出版権者」と、同条第五項中「第二十三條第一項」とあるのは「第八十條第一項（第二号に係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

著作権法 83 条 出版権の存続期間は、設定行為で定めるところによる。

2項 出版権は、その存続期間につき設定行為に定めがないときは、その設定後最初の出版行為等があった日から三年を経過した日において消滅する。

複製権または公衆送信権を有する者（複製権等保有者）は、その著作物について「出版行為」または「公衆送信行為」を引き受ける者に対し、出版権を設定することができます（著79条）。

「出版行為」として、これまでの紙媒体による出版（著作物を文書または図画として出版すること）のみを対象としていました。しかし、近年の電子書籍の普及に対応するため、平成26年法改正により、CD-ROM等による出版（電子計算機を用いてその映像面に文書または図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布すること）も対象に含まれることとなりました。

更に、電子書籍が増加する一方でインターネット上での出版物の違法流通が広がっていることに対応するため、平成26年法改正により、インターネット送信による電子出版等「公衆送信行為」（電子計算機を用いてその映像面に文書または図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて公衆送信（放送または有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む）を行うこと）についても出版権の対象として新たに規定されました。

出版権の設定を受けた者（出版権者）は、設定行為で定める範囲内で、その出版権の目的である著作物について、①紙媒体による出版についての複製権（頒布の目的をもって、原作のまま印刷その他の機械的または化学的方法により文書または図画として複製する権利）、②CD-ROM等による出版についての複製権（頒布の目的をもって、原作のまま電子計算機を用いてその映像面に文書または図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利）、③インターネット送信による電子出版についての公衆送信権（原作のまま電子計算機を用いてその映像面に文書または図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利）、の全部または一部を専有します（著80条1項）。

「専有する」とあるので、出版権を設定してしまうと、その範囲については複製権等保有者といえども複製することや公衆送信を行うことができなくなるので、注意が必要です。

また、出版権者は、複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製または公衆送信を許諾することができます（著80条3項）。

なお、出版権は特約しない限り、最初の出版行為等があった日から3年で消滅します（著83条2項）。

まとめ

- 著作物の保護期間は、原則として著作者の死後50年までである。例外として、無名・変名の著作物や団体名義の著作物は、原則、公表後50年までである
- 映画の著作物の保護期間は、公表後70年（創作後70年以内に公表されない場合は創作後70年）までである
- 外国の著作物の保護期間については、戦時加算がされる場合がある
- 著作権は譲渡することができ、支分権ごとの譲渡も可能である。
- 著作権の譲渡契約においては、著作権法27、28条に規定される権利の特掲と、著作者人格権の不行使特約の2点が重要である
- 複製権等保有者は、出版権を設定できる

対象ページ	P58～P59
該当箇所	08 著作権の変動
変更内容	確認問題08・解答08 改変

Question

確認問題 08

I 空欄に適切な語句を入れなさい。

※同じ数字には同じ語句が入ります

1～5. (省略)

6. (16) 権者または (17) 権者は、その著作物について、(18) や図画として出版すること、または電子計算機を用いてその映像面に (18) や図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて (17) を行うことを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。出版権者は、(19) のまま、印刷等により (18) ・図画として (16) する権利や、電子計算機を用いてその映像面に (18) や図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された電磁的記録として (16) する権利等を持つ。

Answer

I

1～5. (省略)

6. (16複製) 権者または (17公衆送信) 権者は、その著作物について、(18文書) や図画として出版すること、または電子計算機を用いてその映像面に (18文書) や図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて (17公衆送信) を行うことを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。出版権者は、(19原作) のまま、印刷等により (18文書) ・図画として (16複製) する権利や、電子計算機を用いてその映像面に (18文書) や図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録された電磁的記録として (16複製) する権利等を持つ。

対象ページ	P76
該当箇所	10 著作隣接権
変更内容	著作権法7条1項1号、8号 新設

2 実演家

条文

著作権法2条

- 三 実演 著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること（これらに類する行為で、著作物を演じないが芸術的な性質を有するものを含む。）をいう。
- 四 実演家 俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行なう者及び実演を指揮し、又は演出する者をいう。

著作権法7条 実演は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

- 一 国内において行われる実演
- 二 次条第一号又は第二号に掲げるレコードに固定された実演
- 三 第九条第一号又は第二号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）
- 四 第九条の二各号に掲げる有線放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演
 - イ 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下「実演家等保護条約」という。）の締約国において行われる実演
 - ロ 次条第三号に掲げるレコードに固定された実演
 - ハ 第九条第三号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演
 - イ 実演及びレコードに関する世界的権機関条約（以下「実演・レコード条約」という。）の締約国において行われる実演
 - ロ 次条第四号に掲げるレコードに固定された実演
- 七 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる実演
 - イ 世界貿易機関の加盟国において行われる実演
 - ロ 次条第五号に掲げるレコードに固定された実演
 - ハ 第九条第四号に掲げる放送において送信される実演（実演家の承諾を得て送信前に録音され、又は録画されているものを除く。）
- 八 前各号に掲げるもののほか、視聴覚的実演に関する北京条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係る実演

著作権法89条 実演家は、第九十条の二第一項及び第九十条の三第一項に規定する権利

対象ページ	P104
該当箇所	12 不正競争防止法[1]
変更内容	本文 削除

① 商品等表示

広く知られた（**周知**といいます）「他人の商品等表示」とは、周知の「人の**業務**に係る**氏名、商号、商標、標章、商品の容器**もしくは**包装**その他の商品または営業を表示するもの」と定義されており、**未登録**の商標や**意匠**も対象となる場合があります。したがって、単に出願していなかったり、極めて簡単でありふれた標章なので登録が認められなかった商標でも、周知であれば不正競争防止法の保護を受けられる可能性があります。

商品等表示として例示されている氏名、商号、商標、標章、商品の容器または包装以外でも、商品や営業について**自他を識別し、出所を表示**するものであれば、不正競争防止法2条1項1号、2号の保護対象となりえます。具体例として、ファミリーレストランの店頭で回転している広告塔、CMのテーマソング、特徴のあるレーザー光、テレビゲームの映像等です。他の同業者と比べ顕著な特徴を有し、長期間または広範な宣伝により特定の商品や営業であることを示していれば、商品等表示になりうると考えられます。~~商標法では保護されない「音」「光」等を含む点で、保護の範囲が広いといえます。~~

商標法との違いでいえば、商標法では一定の要件について**審査**を経ることを条件に、商標権を認め保護していますが、不正競争防止法では、「**周知**」や「**混同**」を条件として保護しています。意匠法との関係でいうと、意匠法が**工業製品をデザインの創作面**から保護するのに対し、不正競争防止法では**営業活動における企業の信頼性や顧客吸引力**の面から保護している点で異なります。

なお、**ドメイン名**が不正競争防止法2条1項1号、2号にいう「商品等表示」に該当するかについて争われた裁判では、ドメイン名は該当しうると判断されました。

対象ページ	P109
該当箇所	12 不正競争防止法[1]
変更内容	本文・まとめ 改変・削除

つまり3号の規定が影響するのは、その商品が日本では最初に販売された日から3年以内となるので、意匠法との関係でいえば、その形態に係る意匠について意匠登録出願をしたもののまだ登録されていなかったり、拒絶となり登録に至らなかった場合等に、この規定による保護を受けられる可能性があります。

ただし、その商品を譲り受けた際に、その商品が模倣品であることを知らず（**善意**）、かつ、知らないことに**重大な過失**がない場合は、その商品を譲渡等しても、3号は適用されません（不競19条1項5号口）。

まとめ

- ・不正競争防止法で保護を受けるには、産業財産権法と異なり、出願や登録が必要ない
- ・不正競争行為に対しては、他の知的財産権と同様に、差止請求や損害賠償請求、信用回復措置請求等ができる
- ・不正競争防止法2条1項1号で保護されるためには、その商品等表示が「周知」であり、さらに他人の営業表示と「混同」を生じていることが必要である
~~商標法では保護されない「音」等も、「商品等表示」と認められる~~
- ・不正競争防止法2条1項2号では、「混同」は要件とならないが、1号よりも高い周知のレベルである「著名性」が必要である
- ・意匠登録をしておらず、意匠法による保護を受けることができない商品の形態であっても、不正競争防止法2条1項3号による保護を受けられる場合がある

対象ページ	P112~P113
該当箇所	13 不正競争防止法[2]
変更内容	本文 改変

(1) 秘密管理性

「秘密として管理されている」とは、営業秘密保有企業が当該情報を秘密であると単に主観的に認識しているだけでは不十分です。秘密管理意思（特定の情報を秘密として管理しようとする意思）が、具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって、従業員に明確に示され、結果として、従業員が当該秘密管理意思を容易に認識できる必要があります。

秘密管理措置とは、対象情報（営業秘密）を一般情報（営業秘密ではない情報）から合理的に区分し、当該対象情報について営業秘密であることを明らかにすることです。

秘密管理措置の例として、下記が挙げられます。

- ① ファイルの利用等により一般情報からの合理的な区分を行ったうえで、当該文書に「マル秘」など秘密であることを表示する
- ② 個別の文書やファイルに秘密表示をする代わりに、施錠可能なキャビネットや金庫等に保管する
- ③ 記録媒体へマル秘表示を貼付する
- ④ 電子ファイル名・フォルダ名へマル秘を付記する
- ⑤ 営業秘密たる電子ファイルそのものまたは当該電子ファイルを含むフォルダの閲覧に要するパスワードを設定する
- ⑥ 扉に「関係者以外立入禁止」の張り紙を貼る
- ⑦ 警備員を置いたり、入館 ID カードが必要なゲートを設置したりして、工場内への部外者の立ち入りを制限する
- ⑧ 写真撮影禁止の貼り紙をする
- ⑨ 営業秘密に該当する物件を営業秘密リストとして列挙し、当該リストを営業秘密物件に接触しうる従業員内で閲覧・共有化する

情報に対する秘密管理措置がその実効性を失い「形骸化」したともいえる状況で、従業員が企業の秘密管理意思を認識できない場合は、適切な秘密管理措置とはいえません*。

* 「営業秘密管理指針」（平成27年1月28日全部改訂、経済産業省 <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf>）において、営業秘密を不正競争防止法によって保護するための管理のあり方として最低限の水準が提示されています。

対象ページ	P133~P134
該当箇所	14 民法[1]
変更内容	確認問題14・解答14 問題文改変

Question

確認問題 14

① 空欄に適切な語句を入れなさい。

※同じ数字には同じ語句が入ります

1～5.（省略）

6. 他人を欺く(⑩)による意思表示や、他人に害意を示し恐怖を感じさせる(⑪)による意思表示は、取り消すことができる。ただし、詐欺による場合は、(⑫)の第三者に対しては取消しを主張できない。

Answer

①

1～5.（省略）

6. 他人を欺く(⑩詐欺)による意思表示や、他人に害意を示し恐怖を感じさせる(⑪強迫)による意思表示は、取り消すことができる。ただし、詐欺による場合は、(⑫善意)の第三者に対しては取消しを主張できない。

対象ページ	P159
該当箇所	17 種苗法
変更内容	本文 改変

4 品種登録出願の手続き

条文

種苗法5条 品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した願書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 出願品種の属する農林水産植物の種類
- 三 出願品種の名称
- 四 出願品種の育成をした者の氏名及び住所又は居所
- 五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

2項 前項の願書には、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した説明書及び出願品種の植物体の写真を添付しなければならない。

3項 育成者が二人以上あるときは、これらの者が共同して品種登録出願をしなければならない。

(1) 品種登録出願

品種登録出願は、**農林水産大臣**に**願書**を提出します（種5条1項）。出願者は、一品種につき4万7200円の出願料を納付する必要があります。

日本国では年間、1000件を超える品種登録出願がされています。これは世界でもトップクラスです。

対象ページ	P170
該当箇所	18 関税法
変更内容	本文 改変

関税法で規定される「輸出または輸入してはならない貨物」のうち、知的財産に関する貨物は、以下のものです（関69条の2第1項3号、4号、69条の11第1項9号、10号）。

輸出してはならない貨物

- ① 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権または**育成者権**を侵害する物品
- ② 不正競争防止法2条1項1～3号、10号、11号に掲げる行為（周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等表示の冒用行為、商品形態の模倣行為、技術的制限手段に対する不正行為）を組成する物品

輸入してはならない貨物

- ① 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権または**育成者権**を侵害する物品
- ② 不正競争防止法2条1項1～3号、10号、11号に掲げる行為（周知な商品等表示の混同惹起行為、著名な商品等表示の冒用行為、商品形態の模倣行為、技術的制限手段に対する不正行為）を組成する物品

また、本邦から外国に向けて送り出す外国貨物の積戻しについても、同様に扱われます（関75条で準用する関67条等）。これは、輸出と同じであると考えられるからです。上記に該当する場合は、**認定手続**が取られた後、**没収**されて**廃棄**されます。つまり、水際で取り締まることで、**模倣品・海賊版**の拡散を防止しています。

対象ページ	P171
該当箇所	18 関税法
変更内容	本文 改変

輸出または輸入されようとしている貨物のうち、前述の「輸出または輸入してはならない貨物」に該当する、と**税関長**が判断したときは、貨物が輸出入禁止の貨物に該当するか否かを認定する手続きをします（「**認定手続**」といいます）。同時に、当該貨物に係る**特許権者**等および**輸出または輸入しようとする者**に対し、認定手続を取る旨と、証拠の提出や意見を述べる事が可能な旨を**通知**します（関69条の3、69条の12第1項）。

認定手続が取られたときは、その貨物に係る特許権者等や輸出者・輸入者は、**税関長**に対し認定手続に係る貨物が特許権等侵害物品に該当するかについて、**特許庁長官の意見**を聴くことを求めることができます（関69条の7第1項、69条の17第1項）。そして、この**求め**があったときは、税関長が意見を聴く必要がないと判断した場合を除き、特許庁長官に対して意見を求めます（関69条の7第2項、69条の17第2項）。税関長は、より適正に判断するために、専門官庁である特許庁長官の意見を参考にすることができます。

対象ページ	P173
該当箇所	18 関税法
変更内容	本文 削除

—また、認定手続が取られたときに、その貨物に係る特許権者等や輸出者・輸入者は、認定手続に係る貨物が特許権侵害物品に該当するかについて、**特許庁長官の意見**を求めることができます（関69条の7第1項、関69条の17第1項）。

6 輸出／輸入してはならない貨物に該当する場合

条文

- 関税法 69 条の 2 次に掲げる貨物は、輸出してはならない。
- 三 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品
- 四 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号（定義）に掲げる行為（これらの号に掲げる不正競争の区分に応じて同法第十九条第一項第一号から第五号まで又は第七号（適用除外等）に定める行為を除く。）を組成する物品
- 2 項 税関長は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる貨物で輸出されようとするものを没収して廃棄することができる。
- 3 項 税関長は、この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物のうちに第一項第二号に掲げる貨物に該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるときは、当該貨物を輸出しようとする者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 関税法 69 条の 11 第 2 項 税関長は、前項第一号から第六号まで、第九号又は第十号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。
- 関税法 89 条 この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関長の処分不服がある者は、異議申立てをすることができる。
- 2 項 前項の異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条の期間は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して二月以内とする。
- 3 項 この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関職員の処分は、第一項の規定の適用に関しては、当該職員の属する税関の税関長がした処分とみなす。

対象ページ	P176～P177
該当箇所	18 関税法
変更内容	確認問題18・解答18 問題文削除

Question

確認問題 18

1 空欄に適切な語句を入れなさい。

※同じ数字には同じ語句が入ります

1～3. (省略)

4. (5) 手続を経た後に、輸出入されようとしている貨物が、輸出入してはならない貨物であると(4)が認定した場合は、(4)はそれらを(11)して(12)できる。加えて、輸入品であれば、(13)を命じることも可能である。ただし、(14)は、(14)権、(15)権、著作隣接権の侵害物品については承認されない。
5. 貨物が知的財産侵害物品であると通知された輸入者は、通知があった日の翌日から起算して(16)以内に(4)に対して、(17)ができる。そのほか、権利者から(18)書を取得したり、その貨物の侵害部分の(19)等の修正が行える。

対象ページ	P180～P181
該当箇所	19 弁理士法
変更内容	弁理士法1条1項、4条1項 改正 弁理士法4条2項3号、3項1～3号 新設 弁理士法5条1項、6条1項 改正 本文 改変

1 弁理士法の目的

条文

弁理士法1条 弁理士は、知的財産（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。）に関する専門家として、知的財産権（同条第二項に規定する知的財産権をいう。）の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。

弁理士の使命は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産制度の適正な運用に寄与し、もって経済および産業の発展に資することです（弁理士法1条）。

2 弁理士の業務

条文

弁理士法4条 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。

2項 弁理士は、前項に規定する業務のほか、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。

- 一 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十九条の三第一項及び第六十九条の十二第一項に規定する認定手続に関する税関長に対する手続並びに同法第六十九条の四第一項及び第六十九条の十三第一項の規定による申立て並びに当該申立てをした者及び

Answer

1

1～3. (省略)

4. (5)認定 手続を経た後に、輸出入されようとしている貨物が、輸出入してはならない貨物であると(4)税関長が認定した場合は、(4)税関長はそれらを(11)没収して(12)廃棄できる。加えて、輸入品であれば、(13)積戻しを命じることも可能である。ただし、(14)積戻しは、(14)商標権、著作権、著作隣接権の侵害物品については承認されない。
5. 貨物が知的財産侵害物品であると通知された輸入者は、通知があった日の翌日から起算して(16)2カ月以内に(4)税関長に対して、(17)異議申立てができる。そのほか、権利者から(18)同意書を取得したり、その貨物の侵害部分の(19)切除等の修正が行える。

当該申立てに係る貨物を輸出し、又は輸入しようとする者が行う当該申立てに関する税関長又は財務大臣に対する手続についての代理

- 二 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。以下同じ。）に関する権利に関する事件の裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。以下この号において同じ。）であって、これらの事件の裁判外紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として経済産業大臣が指定するものを行うものについての代理
- 三 前二号に掲げる事務についての相談

3項 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

- 一 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずること。
- 二 外国の行政官庁又はこれに準ずる機関に対する特許、実用新案、意匠又は商標に関する権利に関する手続（日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有する者が行うものに限る。）に関する資料の作成その他の事務を行うこと。
- 三 発明、考案、意匠若しくは商標（これらに関する権利に関する手続であって既に特許庁に係属しているものに係るものを除く。）、回路配置（既に経済産業大臣に対して提出された回路配置利用権の設定登録の申請に係るものを除く。）又は事業活動に有用な技術上の情報（既に秘密として管理されているものを除く。）の保護に関する相談に応ずること。

弁理士法 5条 弁理士は、特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる。

2項 前項の陳述及び尋問は、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみならず、ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。

弁理士法 6条 弁理士は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七十八条第一項、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第四十七条第一項、意匠法第五十九条第一項又は商標法第六十三条第一項に規定する訴訟に関して訴訟代理人となることができる。

弁理士法 40条 特許業務法人は、第四条第一項の業務を行うほか、定款で定めるところにより、同条第二項及び第三項の業務の全部又は一部を行うことができる。

弁理士法 41条 前条に規定するもののほか、特許業務法人は、第五条から第六条の二までの規定により弁理士が処理することができる事務を当該特許業務法人の社員又は使用人である弁理士（第六条の二に規定する事務に関しては、特定侵害訴訟代理業務の付託を受けた弁理士に限る。以下「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該特許業務法人は、委託者に、当該特許業務法人の社員等の中からその補佐人又は訴訟代理人を選任させなければならない。

対象ページ	P182
該当箇所	19 弁理士法
変更内容	本文 改変

(1) 産業財産権（工業所有権）手続等業務

弁理士は、他人の求めに応じ、**産業財産権手続等業務**として以下の業務を行うことができます（弁理士法 4条 1項）。

- ① **特許、実用新案、意匠、商標、国際出願、意匠に係る国際登録出願、商標に係る国際登録出願に関する、特許庁における手続きの代理**
- ② **特許、実用新案、意匠、商標に関する異議申立てまたは裁定について、経済産業大臣に対する手続きの代理**
- ③ **上記の手続きに係る事項の鑑定、その他の事務**

産業財産権（工業所有権）の手續きに関する業務は、高度な専門的知見を必要とする場合が多いので、弁理士に限定されています。これにより、産業財産権（工業所有権）に関する手續きの円滑化が図られ、迅速、的確に権利を取得できることが期待されています。

対象ページ	P184
該当箇所	19 弁理士法
変更内容	弁理士法75条1項 改正

3 弁理士または特許業務法人でない者の業務の制限

条文

弁理士法 75 条 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する異議申立て若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。

弁理士または特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ、報酬を得て以下の業務を行うことができません（弁理士法75条）。

対象ページ	P185
該当箇所	19 弁理士法
変更内容	弁理士法31条1項6号、7号 改正

4 弁理士が業務を行えない事件

条文

弁理士法 31 条 弁理士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

- 一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの
- 三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
- 四 公務員として職務上取り扱った事件
- 五 仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件
- 六 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの
- 七 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの

依頼者の利益保護および弁理士の品位保持の観点から、弁理士は一定の事件について取り扱うことができません（弁理士法31条）。

対象ページ	P186～P187
該当箇所	19 弁理士法
変更内容	確認問題19・解答19 問題文改変

Question

確認問題 19

1 空欄に適切な語句を入れなさい。

※同じ数字には同じ語句が入ります

1. 弁理士法は、弁理士の業務の適正を図ることで、(①) 権の適正な保護と利用の促進等に寄与し、(②) および (③) の発展に資することを目的としている。

2～3. (省略)

Answer

1

1. 弁理士法は、弁理士の業務の適正を図ることで、(①**工業所有**) 権の適正な保護と利用の促進等に寄与し、(②**経済**) および (③**産業**) の発展に資することを目的としている。

2～3. (省略)